

# リフォーム商品券事業の流れ

## STEP 1 見積もり



## STEP 2 商品券購入

※(株)延岡商工会館(旧 延岡商工会議所)にて販売いたします。提出書類の返却はいたしませんので、予めコピー等をお願いします。

全購入者共通

提出書類

- ① 住宅再生リフォーム商品券購入申込書(様式第1号)  
※市税の滞納がないことの確認印が必要
- ② リフォームの見積書
- ③ 工事するところすべての施工前の現場写真
- ④ 所有者が確認できる公的なもの  
【例】市役所市民課発行の固定資産税額確認書(無料)等。
- ⑤ 購入代金  
※原則としてその場で審査して商品券を販売いたします。
- ⑥ 世帯の構成が分かる、全員が記載されている住民票

## STEP 3 工事

※商品券購入前の着工は対象とならないので、ご注意ください。

## STEP 4 支払い

※住宅再生リフォーム商品券を利用して業者様に工事代金をお支払いください。

リフォーム施工業者が手続きします

## STEP 5 工事完了の報告

提出書類

- ① 延岡市住宅再生リフォーム商品券工事完了報告書(様式第2号)
- ② 施工中及び施工後の写真  
(写真については全体の写真及び全ての工事箇所、施工前後同じアングルのものが必要です)
- ③ リフォーム商品券 ※商品券裏面に業者名記入のもの
- ④ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)

## STEP 6 商品券換金(延岡信用金庫)

提出書類

- 換金申込書(工事完了報告時にお渡しします)
- 商工会議所確認済みのリフォーム商品券 ※指定口座に直ちに入金

加盟店登録がお済みでない事業者様は、申請が必要です

### 登録加盟店申請

- ① 延岡市住宅再生リフォーム商品券取扱店登録申請書
- ② 法人の場合は所在証明書、個人の場合は住民票(延岡市市民課発行/300円)
- ③ 印鑑 ④ 登録手数料(1,000円)

令和6年度 延岡市

# 住宅再生 リフォーム 商品券

現在住んでいる居住環境の改善や良好な住環境の整備を図って、空き家化の抑制に寄与することを目的に、リフォーム商品券を販売します。

幅広い活用を  
お待ちしております!

1枚 5万円の商品券が **4万5千円** で購入できます

※ただし、商品券購入前の着工は対象となりません

販売期間 ※売り切れ次第終了します

令和6年 **6月13日(木)** ▶ 令和7年 **1月31日(金)**

販売場所 (株)延岡商工会館(旧 延岡商工会議所)  
宮崎県延岡市中央通3丁目5-1  
TEL:0982-34-6270

受付時間 平日10:00~16:30  
(12:30~13:30は除く)  
※閉所日/土・日・祝日

販売限度額 一世帯(家一軒)1回限りで購入限度額は**50万円分**です。  
※一回限りの購入となります。

購入条件 ①現在住んでいる建物の所有者 ②10万円(税込)以上の住宅敷地内の工事  
※対象工事例は裏面をご覧ください。

有効期限 商品券購入日から6ヶ月間です。(購入時に使用期限を商品券に記載します。)  
※ただし6ヶ月以内であっても令和7年3月8日以降に使用することはできません。

### リフォーム施工業者の登録(商品券を利用するためには事前に登録する必要があります)

登録  
資格

- 市内に本店がある事業者(個人事業所を含む)
- 市内に支店や事業所がある事業者 ※加盟登録料1,000円が必要です。※商品券の換金期限は令和7年3月14日となります。
- 令和5年度以前の登録事業者は手続きの必要はありません。
- ★加盟店の登録や商品券の換金の手続きについては4ページをご覧ください。
- ★施工業者が自らの物件(代表者宅を含む)の工事をする場合は対象外